

県南広域振興局長告示第44号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者が指定障害福祉サービス事業を廃止しようとする旨次のおり届出があった。

平成30年4月27日

県南広域振興局長 細川 倫史

同行援護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0310600044	ニチイケアセンター北上中央	北上市上野町三丁目21番19号	平成30年5月1日
0311500037	ニチイケアセンター江刺	奥州市江刺八日町一丁目3番1号	〃